

平成 27 年 第 1 回水巻町議会 臨時会 会議録

平成 27 年第 1 回水巻町議会臨時会は、平成 27 年 1 月 22 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	船 津 宰	9 番	志 岐 義 臣
2 番	廣 瀬 猛	10 番	柴 田 正 詔
3 番	津 田 敏 文	11 番	出利葉 義 孝
4 番	住 吉 浩 徳	12 番	小 田 和 久
5 番	井 手 幸 子	14 番	池 田 稔 臣
6 番	岡 田 選 子	15 番	入 江 弘
7 番	松 野 俊 子	16 番	白 石 雄 二
8 番	川 本 茂 子	17 番	吉 武 文 王

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 手 嶋 圭 吾

係 長 ・ 大 辻 直 樹

主 任 ・ 原 口 浩 一

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	村 上 亮 一
教 育 長		建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	入 江 浩 二
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生 涯 学 習 課 長	河 村 直 樹
住 民 課 長	山 田 美 穂	学 校 教 育 課 長	中 西 豊 和
地 域 ・ こ ど も 課 長	内 山 節 子	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 27 年 1 月 臨時会
(第 1 回)

本会議 会議録

平成 27 年 1 月 22 日

水 卷 町 議 会

平成 27 年 第 1 回水巻町議会臨時会 会議録

平成 27 年 1 月 22 日

午前 10 時 00 分開会

議 長（船津 宰）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 27 年第 1 回水巻町議会臨時会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（船津 宰）

日程第 1、会議録署名議員の指名について、今期臨時会の会議録署名議員に 11 番 出利葉議員、12 番 小田議員を指名いたします。

日程第 2 会期について

議 長（船津 宰）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決しました。

日程第 3 議案第 1 号 / 日程第 4 議案第 2 号

議 長（船津 宰）

日程第 3、議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第 4、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての 2 案件を、一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 1 号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 2 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上 2 つの議案につきましては関連がございますので、一括して提案させていただきます。

平成 26 年 8 月 7 日に国家公務員の給与関係について、人事院勧告が行われ、同年 11 月 19 日に関係法律が公布されました。これに伴い、本町におきましても「一般職職員の給与に関する条例」及び「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部を人事院勧告に準じて改正するものです。

内容としましては、官民給与の較差を解消するため、本年の月例給及び期末・勤勉手当とも

に7年ぶりに引き上げるもので、月例給につきましては、世代間の給与配分の観点から、若年層の引上げ率を高く設定し、新規採用職員の初任給も2千円増額して、給料表の水準を全体で平均0.3%引き上げるものです。

また、期末・勤勉手当につきましても、現行3.95か月分を0.15か月分引上げ、4.10か月分とするものです。

なお、実施時期につきましては、月例給の引上げは平成26年4月1日、期末・勤勉手当については平成26年12月1日から適用するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（船津 宰）

町長の提案理由の説明が終わりました。只今から、質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2案件は、総務財政委員会に付託いたします。なお、本2案件は、後ほど休憩をとり、総務財政委員会を開催し、審査の後、本会議を再開し、採決を行います。

日程第5 議案第3号

議 長（船津 宰）

日程第5、議案第3号 平成26年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第3号 平成26年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について、今回の補正予算は、人事院勧告に伴う給与改定に準じた町職員の給料等の増額のほか、育児休業等に伴う給与等の減額や、早期退職者に伴う退職手当の増額、職員人事異動に伴う予算の組み替えなどにつきまして、所要の補正を行うものです。

予算総額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千170万円を減額し、89億2千920万円としております。

歳出の主な項目といたしまして、まず給料について、特別職を186万6千円、一般職職員を1千769万7千円、それぞれ減額しております。次に、手当関係について、特別職の期末手当及び通勤手当を130万円減額するとともに、一般職において、退職手当や期末・勤勉手当等を増額するほか、扶養手当、住居手当、児童手当等を減額し、手当全体では1千419万7千円の増額としております。また、共済費について、特別職62万4千円、一般職441万円をそれぞれ減額しております。

なお、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額して調整しております。よろ

しくご審議をお願いいたします。

議 長（船津 宰）

町長の提案理由の説明が終わりました。只今から、質疑を行います。質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております議案第3号 平成26年度水巻町一般会計補正予算（第4号）については、総務財政委員会に付託いたします。なお、本案は、後ほど休憩をとり、総務財政委員会を開催し、審査の後、本会議を再開し、採決を行います。暫時、休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前11時14分 再開

議 長（船津 宰）

再開いたします。お諮りいたします。先に付託しておりました、議案第1号から議案第3号の3案件について、先程、委員会審査が終了いたしました。この際、この3案件を日程に追加し、順次議題としたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号の3案件を日程に追加し、順次議題とすることに決しました。

追加日程第6 議案第1号

議 長（船津 宰）

追加日程第6、議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田 敏文）

議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、本日の総務財政委員会において、慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（船津 宰）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。岡田議員。

6 番（岡田選子）

議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、日本共産党を代表いたしまして、討論を行います。

人事院勧告によりまして、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点をおいて、初任給の2千円の増額や、俸給表の水準を平均0.3%引上げ、また、ボーナスを0.15か月分引き上げるといった内容の条例改正となっております。人事院勧告によりまして、同時に給与制度の総合的見直しとして、①俸給表の水準を平均2%引き下げること、②地域手当の見直し、③職務や勤務実態に応じた給与配分の3点、これも同時にあげております。27年度、今年4月から3年間でこれらを実施するとしております。俸給引下げには、3年間の経過措置もありますが、当町の場合は、激変緩和とはなりませんので、俸給表は平成27年4月1日に切り替えることとなると思います。

今回の人事院勧告は、これらがすべてセットで出されているものでありまして、結果的には当町の公務員給与が引き上げられるという結果には至りません。しかし、今臨時会におきましては、引上げ分のみの改定案となっておりますので、引下げについては3月議会の提案ということが先ほど分かりましたので、この議案第1号には賛成といたします。

議 長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第1号 水巻町一般職職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程第7 議案第2号

議 長（船津 宰）

追加日程第7、議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田 敏文）

議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（船津 宰）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。岡田議員。

6 番（岡田選子）

6番岡田です。議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきまして、先ほど議案第1号で述べました理由をもちまして、これも賛成いたします。

もう1つ、意見を述べさせていただきますが、先ほどの総務財政委員会におきまして、先の第1号と一括審議でしたので、同時なんです、この職員の給与に対する考え方ですね、町長がラスパイレス指数についてはですね、100を切ることを目指すという発言がありました。また、勤勉手当につきましては、人事評価ですね、差をつけていくということも今後必要なことだというような発言がございましたが、我々日本共産党としてはですね、職員の士気を一層向上していくためにもですね、このようなことは、町長の意見には反対だなということを感じましたので、意見を述べさせていただきます。

議 長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程第8 議案第3号

議 長（船津 宰）

追加日程第8、議案第3号 平成26年度水巻町一般会計補正予算（第4号）についてを、議題といたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたので、総務財政委員長の審査報告を求めます。津田委員長。

総務財政委員長（津田 敏文）

議案第3号 平成26年度水巻町一般会計補正予算（第4号）について、本日の総務財政委員会において慎重に審査しました結果、賛成全員で可決しましたことをご報告いたします。

議 長（船津 宰）

総務財政委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はございませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行います。ご意見はございませんか。岡田議員。

6 番（岡田選子）

6 番岡田です。議案第 3 号 平成 26 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、日本共産党を代表いたしまして討論を行います。

今回の補正予算には、平成 27 年 1 月昇給の 1 号給抑制による予算が 42 万 7 千円減額をされているのが含まれております。これにつきましては、私ども日本共産党といたしましては、12 月議会で減額、俸給抑制について反対をさせていただきました。が、その予算が含まれているのですが、この条例、すでにもう可決されておりました、実施されますので、金額も大変少ない金額となっております。少ないからいいというものではございませんが、可決されておりますので、今回、この補正予算にはプラス——増になる部分が大変大きく含まれておりますので、賛成したいと思います。

議 長（船津 宰）

他にございませんか。討論を終わります。只今から、採決を行います。議案第 3 号 平成 26 年度水巻町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案に賛成の方は挙手願います。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって議案第 3 号は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で今期臨時会の日程が全部終わりましたので、平成 27 年第 1 回水巻町議会臨時会を閉会いたします。

午前 11 時 25 分 閉会